

資料

訳注 魏書刑罰志 (一) (未定稿)

内田 智雄

二儀既判、彙[△]品生焉、五才兼用、廢一不可、金木水

△百衲本・汲古閣本には「彙」が「壹」になっている。

火土、咸相愛惡、陰陽所育、稟氣呈形、鼓之以雷霆、

潤之以雲雨、春夏以生長之、秋冬以殺藏之、斯則德刑

之設、著自神道、聖人處天地之間、率神祇之意、生民

有喜怒之性、哀樂之心、應感而動、動而逾變、淳化所

陶、下以惇朴、故異章服、畫衣冠、示恥申禁、而不敢

犯、其流既銳、姦黠萌生、是以明法令、立刑賞、故書

曰、象以典刑、流宥五刑、鞭作官刑、扑作教刑、金作

贖刑、怙終賊刑、眚災肆赦、舜命咎繇曰、五刑有服、

五服三就、五流有宅、五宅三居、夏刑則大辟二百、贖
辟三百、宮辟五百、劓墨各千、殷因於夏、蓋有損益、
周禮建三典、刑邦國、以五聽求民情、八議以申之、三
刺以審之、左嘉石、平罷民、右肺石、達窮民、宥不
識、宥過失、宥遺忘、赦幼弱、赦耄耄、赦蠢愚、周道
既衰、穆王荒耄、命呂侯度作祥刑[△]、以詰四方、五刑之
屬增矣、夫疑獄汜問、與衆共之、衆疑赦之、必察小大
之比以成之、先王之愛民如此、刑成而不可變、故君子
盡心焉、逮於戰國、競任威刑、以相吞噬、商君以法經
六篇、入說於秦、議參夷之誅、連相坐之法、風俗凋
薄、號爲虎狼、及於始皇、遂兼天下、毀先王之典、制
挾書之禁、法繁於秋荼、網密於凝脂、姦僞並生、赭衣
塞路、獄犴淹積[△]、囹圄成市、於是天下怨叛、十室而九、

△汲古閣本には「犴」が「汗」になっている。

天と地が分れて万物が生ずる。その場合、五材いずれもがは
たらきあうもので、どのひとつが欠けてもいけない。この金木

△百衲本・汲古閣本には「祥」が「詳」になっている。

水火土の五材は、皆たがいと和合したり反撥したりする。陰と陽とに育成せられて、気をうけてそれぞれがきまった形をとるようになる。その育成の仕方を見ると、雷霆かみなりをもって万物を震撼させ、雲雨をもって恵み潤おし、春と夏とで生育長茂させ、秋と冬とで枯殺閉蔵する。してみると、徳と刑との設けられていることは、天地自然の道みちにすでに明らかにあらわれている。聖人は天地の間であって、天地自然の神の意こころに従うものである。民は喜怒の性と哀楽の心とをもち、それがものごとに感じて動き、動けば動くにつれて変化していく。従って徳化で陶冶されれば、しもしもの民は純朴となる。だから、罪人には、その服装を一般と相異させ、その衣冠を区別して、その辱しめを示し、禁制を明らかにするだけで、民はあえて罪を犯さなかつた。ところが、そうした風潮がおとろえほそまってくると、姦悪があらわれ始めた。そこで法令を明らかにし、刑罰と恩賞の制度を設けた。故に、書経には、「象刑をもって五つの常刑にあて、流刑を設けて五刑を寛やかにして赦し、鞭刑を作つて官事に関する刑罰とし、朴刑を作つて教育を行なううえの刑罰とし、金を出させて故意でない罪の刑を贖なわせ、その姦邪をよ

a この金木水火土の五材は、皆たがいと和合したり反撥したりする。

これは、五行が相生じたり相剋じたりする関係を述べることばであるが、この五行の記載順位は、相生相剋いずれの関係を示すものでもなく、淮南子泰族訓のそれと同じである。

b 天地自然の道。

原文には「神道」とあり、このことばは易の觀にみえている。

c その服装を一般と相異させ、その衣冠を区別して。

原文には「異章服、畫衣冠」とある。この一文の解釈は漢書武帝紀、元光元年の条の顔師古の注に依拠した。訳注漢書刑法志、四二頁参照。

d そうした風潮がおとろえほそまってくると。

原文には「其流既鋭」とある。「鋭」の字の解釈は左伝昭公十六年の杜預の注に、「鋭、細小也」とあるに従った。

e 書経には。

現在の舜典の文。以下書経の解釈は漢代の注釈家の説に従った。当時、北方で多く用いられたのは馬鄭の注であり、また「象以典刑」は、孔伝では「象は法なり」と解釈しているが、魏志の作者は象刑に関係づけ

いこととしてあくまで悪事をなすものは刑に処し、人に患害をあたえてもそれが過失であれば赦す」とある。また舜は咎繇に命じて、「五刑の適用は罪人が心から服従するようにせよ。五刑の適用が罪人の心服を得たならば、原野と朝廷と甸師氏の三処において刑を執行せよ。五刑の代りに、それに相当する流刑に処せられる罪人には、懲しめのかせを加え、五種のかせを加えられた罪人は、その罪状によって遠近三等の地に流配せよ」といった。夏の時代の刑は、大辟にあたる罪が二百、臏辟にあたる罪が三百、宮辟にあたる罪が五百、劓辟と墨辟とにあたる罪がそれぞれ千ずつあり、殷は夏の制度によったが、増減するところがあつたものと思われる。周礼の制度では、三とよりの刑法を設けて諸侯の国を刑し、五聽をもって民の罪の有無を求め明らかにし、八議によってさらに念をいれ、三刺によってかさねて審らかにし、嘉石を宮城の門外の左において軽度の過失犯人を善導し、肺石を右において訴えるすべなきに苦しむ民にその道をひらいてやり、不識を宥し、過失を宥し、遺忘を宥し、幼弱を赦し、耄耋を赦し、蠢愚を赦した。しかし周の政治がおとろえてしまい、穆王は晩年老衰して、呂侯を司寇に任命して、

て述べているのであり、とくに、後に引かれている呂刑の「度作祥刑」の一句は明らかに鄭玄の解釈にしたがうべきであろう。ただし、鄭玄本に拠ったと思われる史記五帝本紀は「怙終の賊は刑し、眚災の過は赦す」であるが、魏志の本文は「眚災肆赦」であり、「肆赦」を「過は赦す」と解することには難点があるが、ここではしばらく漢代の解釈に従うこととする。

f 五刑の適用は罪人が心から服従するようにせよ。……遠近三等の地に流配せよ。

現在の書経舜典の文。漢代の解釈によると、「三就」とは、大罪は原野において、次罪は市朝において、王の同族は甸師氏において、それぞれ処罰することをいう。甸師は周礼にみえる官で、郊野を管理することを職掌とするが、王の同族を特にここで処刑するのは、衆人の目を避けるためと解されている。「五流有宅」の「宅」は「吒」の字の仮借で、懲しめのかせをいう。

g 周礼。
周礼の大司寇・小司寇・司刺にみえている。

h 五聽。
周礼小司寇に、「五声を以て、獄訟を聴き、民情を求む」とあり、罪人の言葉つきや態度から、その罪の有無を判定することをさす。辭聽とは、罪人の陳述の言葉つきから曲直を察すること。色聽とは、その顔色から判定すること。氣聽とは、その呼吸づかいの様子から判定すること。耳聽とは、罪人が訊問を正しく聞きとりうるか否かによって判定すること。目聽とは、その視線の正邪から判定すること。

i 八議。

よろしきをはかつて詳審な刑を作らせ、これをもって四方の国々をいましめた。それで五刑の条項がふえた。およそ疑わしい裁判はひろく意見を徴し、衆人とともにこれを検討し、衆人がその有罪を疑えばこれを赦し、必ず軽重さまざまの判決例を考察して、その裁判をなしおえた。先王が民を愛することはこのようであった。刑がひとたび執行されると、もとのからだにかえすことはできない。故に君子は裁判に心をつくすものである。戦国の世になると、諸国はきそつて威刑を用い、おたがいに侵略しあった。商君は法経六篇をもつて、秦に入つて説き、三族を誅滅する刑をさだめ、相互に連坐する法を設けた。そのため、風俗はおとろえうすくなり、虎狼の名をもつてよばれた。始皇帝の時になつて、ついに天下を統一し、先王の制度を毀ち、挾書の禁をさだめた。法令は秋の荼よりも繁く、法網はかたまつた脂あぶらよりも密であつたが、姦悪偽詐はぞくぞくと生じ、赭あかい獄衣をつけたものは道路に充ち、裁判は積り滞つて牢獄は市場のように人で充満した。そういうわけで、天下に秦を怨んで叛くものは十家のうち九家というありさまであつた。

周礼小司寇に、「八辟を以て邦法に麗け、刑罰に附す」とあり、孔穎達の疏によると、大夫以上の身分をもつものが罪を犯した場合には、普通の刑罰の規定によつて処罰することなく、特別の審議にかけてその罪を論じ、その結果が有罪と決定すれば、はじめて国法を適用する。議親とは、天子の親族、すなわち宗室の罪を審議すること。議故とは、天子の旧知の人の罪を審議すること。議賢とは、有徳な賢者の罪を審議すること。議能とは、政治や軍事などに優れた能力をもつものの罪を審議すること。議功とは、国家に大功あるものの罪を審議すること。議貴とは、爵位の高いものの罪を審議すること。議勤とは、国事に刻苦精勤したものの罪を審議すること。議賢とは、天子より賓客の待遇をうけているものの罪を審議すること。この周礼の八辟は、漢代以後では八議とよばれるようになったが、これは要するに、特殊な身分のものの犯罪に対しては、それを特別に審議して、刑を軽減しようとするものである。

j 三刺。

周礼の司刺に、「三刺を以て庶民の獄訟の中を断ず」とある。刺とは殺す意で、三刺とは、群臣・群吏・万民の意見を問うて、疑義のない場合にはじめて死刑にすることである。群臣とは、孔穎達の疏によると、士以上の身分のものをさし、群吏とは胥吏以下のものをさし、万民とは民間にある有徳者をいうとある。

k 嘉石を宮城の門外の左において……訴えるすべなきに苦しむ民にその道をひらいてやり。

周礼大司寇に、「嘉石を以て罷民を平す云云、肺石を以て窮民を達す云云」とあるのにもとづく。嘉石は文様

のある石で、軽度の過失犯人は、一定期間桎梏を加えて嘉石に坐せしめ、かつ所定の労役に服せしめたのちこれを釈放する、一種の教育的措置。肺石は赤色の石で、直訴せんとするものは、三日間肺石の側に立っていると、その申出が上達されることになつてゐる。天子の宮殿に通ずる正面五門のうち、外から二番目の門を庫門というが、この二つの石は庫門の外の広場、すなわちいわゆる外朝の左右両側に設けられたという。

l 不識を宥し、過失を宥し、遺忘を宥し。

周礼の司刺にみえる。宥とは寛やかにする意で、減刑することである。不識とは、鄭司農の注では、愚民の無知による犯罪と解しているが、鄭玄の注によると、対象を誤認して犯した罪、たとえば親の仇である甲を討つのに、人違いして乙を殺した場合など。過失とは、犯意なくして生じた罪で、たとえば木を切ろうとして、手もとがくるって人を切った場合など。遺忘とは、不注意による犯罪であつて、たとえば帷とほりや簾みすの向う側に人のいることを忘れて、矢をもつてこれを射たような場合など。

m 幼弱を赦し、耄耋を赦し、瘖愚を赦した。

周礼の司刺にみえる。赦とは、その刑を免除するの意。幼弱とは、漢律においては八歳未満のもの。耄耋とは、おなじく漢律では八十歳以上の老人をさす。瘖愚とは、生れつきの白痴。この三者は、殺人の下手人でないかぎり、刑を免除する定めであつた。刑がひとたび執行されると、もとのからだにかえすことはできない。故に君子は裁判に心をつくすものである。

n 礼記王制に、「刑なるものは罰なり、罰は成なり、一たび成りて變ずべからず、故に君子は心をつくす」とあるにもとづく。

o 商君。

戦国の衛の公子。姓は公孫、名は鞅。年少の時から刑名の学を好み、のち秦の孝公(361—338 B.C.)に仕えて、いわゆる商君の法を作り、政治上の大変革を行なつた。その封地にちなんで商君という。孝公の卒したのち殺された(338 B.C.)。

p 法経六篇。

戦国魏の文侯(424—387 B.C.)に仕えた李悝が、諸国の法を参酌して編纂した法典で、盗・賊・囚・捕・雜・具の六篇より成つてゐた、といわれている。訳注晋志(四)一一五頁参照。

q 始皇帝。(246—210 B.C.)

r 挾書の禁。

始皇帝の三十四年(213 B.C.)に、李斯の言を用いて、民間に医薬卜筮種樹以外の書を蔵することを禁じた法令。漢の惠帝四年(191 B.C.)に始めてこの禁令が除かれた。

漢祖入關、蠲削煩苛、致三章之約、文帝以仁厚、斷

獄四百、幾致刑措、孝武世以姦宄滋甚、增律五十餘

篇、宣帝時、路溫舒上書曰、夫獄者天下之命、書曰、與其殺不辜、寧失有罪、今治獄吏、非不慈仁也、上下相毆、以刻爲明、深者獲公名、平者多後患、故治獄吏、皆欲人死、非憎人也、自安之道、在人之死、夫人情安則樂生、痛則思死、捶楚之下、何求而不得、故囚人不勝痛、則飾辭以示人、吏治者利其然、則指導以明之、上奏畏郤、則鍛鍊[△]而周內之、雖咎繇聽之、猶以爲死有餘罪、何則文致之罪故也[△]、故天下之患、莫深於獄、宣帝善之、痛乎、獄吏之害也久矣、故曰、古之立獄、所以求生、今之立獄、所以求殺人、不可不慎也、于定國爲廷尉、集諸法律、凡九百六十卷、大辟四百九十條、千八百八十二事、死罪決比、凡三千四百七十二條、諸斷罪當用者、合二萬六千二百七十二條、後漢二百年間、律章無大増減、魏武帝造甲子科條、犯鈇左右趾者、易以十械、明帝改士民罰金之坐、除婦人加笞之制、晉武帝以魏制峻密、又詔車騎賈充、集諸儒學、刪

△百衲本には「鍊」が「練」になっている。

△百衲本には「故」が「明」になっている。

△百衲本・宋明本・南監本・汲古閣本には「十」が「斗」になっている。

定名例、爲二十卷、并合二千九百餘條、晉室喪亂、中原蕩然、魏氏承百王之末、屬崩散之後、典刑泯棄、禮俗澆薄、自太祖撥亂、蕩滌華夏、至于太和、然後吏清政平、斷獄省簡、所謂百年而後勝殘去殺、故權舉行事、以著于篇、

漢の高祖^aが関中に入ると、煩瑣苛酷な秦の法を除き去り、法はただ三章のみという簡約さをもたらした^b。文帝は仁慈寛厚であったので、重罪の判決は一年に四百件にとどまり、刑罰のさだめはあっても用いずにするという理想に近い状態となった。武帝の世になると、姦悪がますますひどくなったので、律五十余篇を増加した。宣帝の時に、路温舒^gが上書していうのには、「そもそも、裁判は天下の生命ともいうべき大切なもので、書経にも『無実のものを死刑にするよりは、むしろ有罪のものを見おとした方がよい』^hとあるが、いまの裁判をする役人たちも、慈愛の心がないわけではない。しかし、上下競いあって、苛酷にすることを明察だとし、不当にきびしい刑を科するもの

a 漢の高祖。206—195 B.C.

b 法はただ三章のみという簡約さをもたらした。

原文の「致三章之約」の「約」の字は、約束の意にも解し得るが、いまは上記のように簡約の意に解しておいた。

c 文帝。180—157 B.C.

なお訳注漢書刑法志、三九—四六頁参照。

d 武帝。141—87 B.C.

e 律五十余篇を増加した。

漢志に、武帝の時、張湯・趙禹等が見知故縦監臨部主の法を作ったこと、晉志に張湯が越宮律二十七篇、趙禹が朝律六篇を作ったことがみえている。しかし、ここにいう五十余篇を増加したことの具体的な内容はつまびらかでない。

f 宣帝。74—49 B.C.

訳注漢書刑法志五三頁以下参照。

g 路温舒。

元鳳(80—74 B.C.)年間にはじめて獄吏となり、宣帝

は公正だという評判をえ、公平な裁判をするものは後のわざわいが多い。それで、裁判をする役人たちは、いずれも人の死刑になることを望むが、それは人を憎むからではない。自分の地位を安らかにする道が、人の死刑になることにあるからである。いったい、人の情として、安らかであれば生をたのしみ、

苦しければ死をおもうものである。人を杖や笞のしたにおけば、どんな自由でも求めて得られないことがあるか。故に囚人は、杖笞の痛さに堪え得なければ、ありもしないことを述べたてて役人に告げる。裁判する役人がそういったことを利用して、誘導して罪状を明確な形にする。上奏が却下されるおそれがあると、それを練りあげて周到に罪人を法にはめこむ。だから、たとえ咎繇のような人がそれを聴き裁いたとしても、死刑でもなお罰し足りない罪とするであろう。なんとなれば、それは法律につじつまをあわせた罪だからである。故に天下のわざわいのうちでは、裁判より深刻なものはない」と。宣帝はこの上奏を嘉納した。なんと痛ましいことよ、裁判をする役人の害をなしていることの久しいのは。故に「むかし裁判を行なったのは、生かす理由を見出すためのものであったが、いま裁判を行

が即位すると、徳を尚び刑を緩くすべきことを上書し、以後累進して臨淮の太守となった。
h 無実のものを死刑にするよりは、むしろ有罪のものを見おとした方がよい。
現在の書経大禹謨にみえることば。書経および路温舒伝には、「與其殺不辜、寧失不經」とある。

なうのは、どのようにして人を死罪にするかというためのものである」といわれているが、慎しまなければならぬことである。于定国^jが廷尉^kとなり、いろいろな法律を集成したが、すべてで九百六十卷あり、そのうち大辟の条項が四百九十条^l、千八百八十二事項、死罪の決事比^mが、すべて三千四百七十二条あり、もろもろの断罪の際に用うべきものが、全部で二万六千二百七十二条あった。後漢の二百年間には、律の条章には大きな増減はなかった。魏の武帝^pは甲子の科条^qを作り、左右の足に鈇^rをはめられる罪を犯したものは、斗械^sをもって代えることとした。明帝^tは士や庶民の罰金の坐^uを改め、婦人に笞刑を行なう制度を除いた。晋の武帝^vは、魏の刑罰制度が峻厳細密であったので、また車騎將軍の賈充^xに詔して、もろもろの学者を召集し、法規定^zを改定して二十卷となし、律令あわせて二千九百余条とした。晋の王室が乱れおとろえて、中原は動乱におちいった。魏の王室は幾代もの王朝興亡の末をうけ、世の崩壊離散のあとをつぎ、よるべきさだまった刑はほろびなくなり、礼俗はすたれ薄くなっていた。太祖が乱世を治めて中華を平定してから、太和年間^oになって、ようやく役人は公明に政治は公平に、裁判はす

i むかし裁判を行なったのは、……どのようにして人を死罪にするかというためのものである。
孔叢子刑論篇に相似た文章がある。

j 于定国。

k 昭帝の時に侍御史、御史中丞となり、宣帝の時、廷尉たること十八年、裁判の公平なことをもって称讃せられた。御史大夫をへて丞相となり、元帝の時に職を辞し、数年にして死んだ。

l 廷尉。

m 九卿の一、司法の長官で刑罰のことを掌る。

n 大辟の条項が四百九十条。

o 漢志には「大辟四百九条」とあり、ペリオには「四百九十条」とあって、魏志と同じ。

p 決事比。

q 判決にあたって該当する条文のない場合に、援用する判決例のようなもの。

r すべて三千四百七十二条。

s 魏志には「凡三千四百七十二条」とあるが、漢志には「萬三千四百七十二事」とある。

t 後漢の二百年間には。

u 正確には 25—220 A. D.

v 魏の武帝。

w 曹操、字は孟徳。155—220 A. D.

x 甲子の科条。

y その科の発布された日の干支にちなんで、このように名づけられたのであろう。科は従来一般に律令を補足するものとみなされ、漢代以来律・令・比とともに法分類上の一項目をなすものと考えられているが、なお明らかでない。

くなくなった。これが、いわゆる百年もすれば残暴な者に悪をな
さしめず、刑殺を用いずにすますというにあたるものである。^d
故にその史実の概略をあげて、一篇に著わすものである。

(未完)

r 鈇。
足にはかせる金属性のかせをいう。
s 斗械。
木製のかせ。晉書刑法志には「木械」になっている版
本もある。訳注晉志(一)一一頁—一二三頁参照。

t 明帝。
魏の明帝。226-239 A. D.

u 士や庶民の罰金の坐を改め、婦人に笞刑を行なう制度を除いた。

同じことが晉書刑法志には「士庶罰金の令を改め、男は罰金のかわりに体罰をうけることを認め、女に笞を加える場合には、また鞭督のやり方に従った。笞刑においては婦人のからだがあらわになるからである。」と記されている。訳注晉志(一)一一三頁注
⑮参照。

v 晉の武帝。265—290 A. D.

w 車騎將軍。

漢代にはじまる將軍名。晉代では公の位に比せられるものもあった。

x 賈充。

字は公閭、平陽襄陵の人。魏のとき司馬昭(文帝)に信任せられて廷尉となり、朝廷の機密に参じ、また命ぜられて法律改定のことに従った。晉の武帝が即位するや車騎將軍・散騎常侍・尚書僕射となり、魯郡公に封ぜられた。充の定めた新律が施行されたのは、武帝の泰始四年のことである。のち司空・侍中・尚書令に累遷し、さらに太尉・録尚書事になったが、太康三年(282 A. D.)に年六十六で卒した。

y もろもろの学者を召集し。

その時召集せられた学者の名は、晉志にあげられている。訳注晉志(一)一〇〇—一〇二頁参照。
z 法規定。

原文には「名例」とあるが、ここにいう名例とは、律の篇名としての刑名・法例二律をさすものではなく、律全体を意味するものと思われる。

a 二十卷となし、律令あわせて二千九百余条とした。

晉書刑法志には、晉律は二十篇とあり(訳注(一)〇四頁)、また律令あわせて二千九百二十六条、とするされている(訳注(一)〇八頁参照)。

b 太祖が乱世を治めて中華を平定してから。

太祖は鮮卑の托跋珪(魏の道武帝)のこと。五胡の雄国前秦が淝水で大敗した(三八三)のちに興起し、三八六年(登国元年)、代王の位について盛樂(綏遠)に都し、次いで柔然・後燕を破り、三九六年(皇始元年)には皇帝と称した。そして三九八年(天

興元年)には国号を魏と改め、平城(山西大同)に都を営み始めた。「中華を平定して」とは、三九八年ごろのことを指すのであろう。太祖はさらに高車族を征し、制度文物をととのえたが、四〇九年(天賜六年)次子紹に殺された。

c 太和年間。

北魏孝文帝(471—499 A. D.)の時代の年号は、477—499 A. D.まで。

d いわゆる百年もすれば残暴な者に悪をなさしめず、刑殺を用いずにすますとというにあたるものである。
論語子路篇のことば。